

石見銀山附幕領における買請米制度に関する基礎的研究 小林准士

はじめに

江戸時代、石見銀山附幕領（以下、銀山料と略す）において、銀山師、鉄山師、浦方の百姓などに払い下げられた年貢米のことを買請米（二）という。幕領における買請米の研究については、別子銅山のそれに関する研究が比較的進んでおり（二）、享保一六年（一七三一）から宝暦六年（一七五六）まで、銀山料の年貢米の一部が充てられたこと、宝暦五年と六年については、銀山料の御用掛屋（三）であった田儀屋を通じた代銀納が行われたことも明らかにされている（四）。このように幕領における買請米は、石見銀山だけでなく、別子銅山、生野銀山（五）、飛騨幕領（六）など、他地域にも存在したことが知られるが、別子銅山を除くと本格的な研究はない。

一方、銀山料における村々の年貢米の負担については、江面龍雄による一連の研究があるが（七）、買請米については触れられていない。したがつて、現状では銀山料の買請米に関しては、まず基本的な制度の内容を明らかにすることが課題となる。そこで本稿では、買請人への買請米の送付、買請人からの代銀納入、買請米代銀の使途などについて明らかにするとともに、買請米制度の検討を通じて、銀山料支配と銀山経営との関わりについて探ることにしたい。

銀山料で買請米の制度がいつ成立したのかを明確に示す史料は、今のところ見出せない。しかし、天保一四年（一八四三）に江戸からの問い合わせに対し銀山方役所が回答した文書の中に、享保七年（一七二二）から八年にかけて大森代官竹田喜左衛門が勘定所に上申した文書数点が転載されており（八）、これらにより成立の経緯と享保年間の状況がある程度分かる。以下、まずはこれらの文書により、濫觴と梗概について触れておくことにしたい。

まず、享保七年二月の「覚」によれば、享保七年から遡ること「四十ヶ年以前」までは、銀山料の年貢米全てが「買受米」であった。しかし、銀山の衰微に伴い、柘植伝兵衛が代官であった頃より、江戸廻米が始まつたのであるという。そして、廻米が始まつた以後も買請米が存在したのは、次のような理由によるとされた（同年十月「覚」）。

【史料一】

石州銀山附村之内、銀山師・鉄山師・浦方山方漁獵炭焼等之積ヲ以渡世仕候モノ共、多他国米買込不申候而ハ夫食不足仕候ニ付、延宝年中迄ハ御廻米無御座候処、銀山變^{義カ}申候ニ付柘植伝兵衛御代官所之節^カ右渡米并銀山諸役人御扶持切米、田方少キ村方夫食、前々之引付ヲ以残置、余米有之候得ハ御廻米ニ仕来申候、銀山稼、古トハ違、深敷ニ罷成、銀氣有之鍤存様ニ難掘出、灰吹銀仕立候迄夥敷失却掛けり、漸厘毛之徳分ヲ考、鍤壳買仕吹立申候、依之灰吹銀吹立次第、丁銀ニ引替遣シ不申候而ハ稼相止候ニ付、銀方銀納并右渡米仮直段ヲ以内取立ニ仕引替遣シ申候、五六年以来ハ年々三四拾貫目程ツ、出増、今年ハ二百五十八貫八百目京都銀座江

相渡申候、鉄山稼ハ大人数ニ而不仕候ハ而者難成所、ヒロケタル

所作ニ而御座候、山海之稼色品ハ替り候得共、助成之根元ニ御座

候得ハ、有来通之渡米減少難仕奉存候

右の記述のうち、銀山師、鉄山師、及び浦や山で漁獵や炭焼きに從事する人々たちが購入する夫食（飯米）に充てられていた「渡米」が、買請米に当たると考えられる。

また、史料一からは、銀山方の諸運上銀（九）とともに「渡米」の代銀が、銀山で産出された灰吹銀を購入する際に使用される丁銀に充てられたことも分かる。しかも、灰吹銀を精練次第、すぐに丁銀と交換しないと、経営が成り立たない状況にあるというのである。

尤も、この点に関わって、享保八年七月の附紙には、銀山師の頭取たちに十二月にまとめて渡す（一〇）買請米について、「代銀ハ雲州松江石州浜田両城下上米平均直段ヲ以相極、一ヶ月ニ六度宛出灰吹銀ヲ以取立石州御金蔵江納置、秋ニ至一同ニ大坂御金蔵江被相納候」との記述がある。これによれば、十二月に払い下げられる年貢米（買請米）の代銀を、銀山師が公定価格に基づき延べ払いで納入する場合には、産出された灰吹銀が用いられたようである。つまり、銀山師に貸したかたちになつている買請米の代銀と、幕府が買い上げる灰吹銀の代銀（丁銀）とを相殺し、買請米代銀の納入と、灰吹銀の丁銀との引き替えを、同時に済ませていたことになる。

また、灰吹銀と丁銀との引き替えがその都度必要な理由には、次の史料に見られるような事情も存在していた。

【史料二】享保四年「万留帳」（中村久左衛門家文書銀一・一七）

一、灰吹銀九拾貫目

此丁銀百七貫百目

内

但、歩合壱割九歩

七拾四貫九百七拾目

去戌年御物成銀之内を以引替申候

三拾貢百三拾目

借り銀為致引替置候分

右者拙者御代官所石州銀山より出候灰吹銀、去戌秋者百貫目京都銀座江差登せ相渡候處、去年より吹所取立厘鍼等買上候ニ付、今年者五月中迄ニ灰吹銀九拾貫目有之、出方相増可申様子ニ御座候、此灰吹銀九拾貫目慶長銀位歩合壱割九歩出之積ヲ以丁銀ニ引替、石州御蔵江請取置申候、引替之丁銀可成程者隨分村方吟味候而前々ニ無之銀納取立候得共、灰吹出方ニ応シ候而丁銀村々より難相取立候ニ付、銀山附村々有徳成百姓へ申付候而借り銀為仕引替申候、灰吹銀度々丁銀ニ引替不申候ヘハ、灰吹銀ニ而世間通用難仕候ニ付、鍊掘出し候而茂他国江通用可仕義難斗候、右灰吹銀六拾三貫目者御物成銀之内取立ヲ以引替候間、去戌年分先上納ニ仕、武拾七貫目ハ借り銀仕引替置申候間、京都銀座江指登せ丁銀ニ御引替被下候者、借り銀不為仕候様仕度奉存候、當年者右之通働仕候得共、向後者借り銀難仕御座候間、石州御蔵ニ丁銀百貳拾貫目被残置無滯灰吹銀引替仕度奉存候、且又右灰吹銀九拾貫目夏中京都へ指登せ候様被仰付候ハヽ、例年御運上指登せ候如格御料私領共ニ送り届候様可申達候哉、又者宰領相添指登せ候道中諸入用等相究次第御勘定払相立候様ニ可仕候哉、御下知奉伺候、以上

亥六月

竹田喜左衛門

御勘定所

右の史料は、享保四年（一七一九）六月に、大森代官が勘定所に提出した伺書である。これにより、この年は五月までに灰吹銀高が九〇貫目（丁銀一〇七貫一〇〇目相当）に及んでいたが、享保三年の年貢銀により引き替えられた額は六三貫目（丁銀七四貫九七〇目）に過ぎず、残り二七貫目（同三三貫一三〇目）は銀山料内の百姓から借りて調達したことが分かる。

享保七年の銀山買請米は五四〇〇石分、丁銀で二三九貫四九〇目に当たり、享保四年もこの額に近いとすると、仮に先に見たように買請米代銀を灰吹銀で納めるかたちをとっていれば、灰吹銀九〇貫全額が引き替えられたとしてもおかしくない。しかし、史料二によれば、実際には三二貫一三〇目の年貢銀が五月段階で不足していた。このことは、灰吹銀納付による買請米代銀と灰吹銀引き替え丁銀の相殺があつたとしても、全額ではなかつた可能性を示唆する。

そもそも、産出した灰吹銀を全て買請米代銀の返済に充ててしまえば、山師らの手元には丁銀が一切残らないことになるが（二）、史料二の記述によれば、山師らは経営のために丁銀を必要としていた。「灰吹銀ニ而世間通用難仕候」、「山稼ニ指支及難義候得者、嚴敷吟味仕候而茂他国江通用可仕義難斗候」などの文言から察するに、銀山外の人々への支払い手段として丁銀を確保しなければならなかつたのであろう（二）。また、禁じられた灰吹銀の他領への流出が問題とされていることは、産出後すぐに引き替えられなければ、銀山師や銀吹師らによる支払いに灰吹銀が使用される可能性のあつたことも示す。

史料一に、丁銀と灰吹銀の引き替えにより、「五六年以来」、灰吹

銀の産出が増加していること、史料二に、享保四年は借銀により灰吹銀を引き替えたことと、今後は丁銀一二〇貫目を用意しておきたいこと（後述する置銀に当たる）などが述べられている点を踏まえるならば、享保年間の初め頃より、灰吹銀と丁銀の即時引き替えが行われるようになつたのではなかろうか（二三）。

ところで、享保七年に幕府勘定所は、銀山料の廻米高を増やすとともに、従来十二月にまとめて買請米を渡してきたのを改め、灰吹銀の産出高に応じその月毎に買請米を渡してきた。これに対し大森代官は、次のように回答している。享保七年の買請米代銀は、出雲国松江城下と石見国浜田城下の上米一石当たりの平均価格である四四匁三分五厘で納めさせたが（二四）、これは地相場の平均価格である三五匁八分より八匁五分五厘高い（二五）。これは、延べ払いで例年九月、十月に皆済することについているから可能なのであり、毎月に買請米を渡し灰吹銀と交換する場合には、この価格での販売は無理であるとしている。その上で、五月ではなく、今後は八月を皆済期限とすれば、灰吹銀の産出と年貢納入の支障にはならないとの旨、伺いを立てている。

享保四年に灰吹銀の引き替え用に丁銀を一二〇貫目準備すること、買請米代銀の納入期限を翌年の八月とすること、いずれの伺いもすぐに認可されたかどうかは不明である。しかし、灰吹銀の引き替えに充てる買請米代銀を、置銀との名目で銀山料の御銀蔵に残しておくこと、買請米代銀の納入期限を翌年八月とすること、両方ともに、江戸時代半ば以降、継続していく。したがって、幕末まで続く銀山料における買請米制度の骨格は享保年間に整備されたものと、とりあえず見てお

きたい。

第二章 買請米の割賦と納入の仕組み

第一節 買請米の購入者

前章で見たように、銀山料における買請米は、銀山内の労働者だけではなく、鉄山労働者、漁獵従事者等の飯米として払い下げるることになつて、年貢米である。そして、買請米はその代銀が銀山の灰吹銀の購入に充てられたために、銀山の經營にとつて不可欠な制度となつていた。したがつて、この制度の運用は、銀山の經營と銀山料の支配とが絡み合つたかたちで展開していた。そこで、本章では、買請米の購入者の指定から代銀の納入までの過程を検討し、制度の実態について明らかにすることにしたい。まずは、買請米の購入者がどのように決められていたのかについて見てみよう。

【史料三】（前掲「諸伺並書上類写」野沢家文書三・二・二）

石州銀山附御払米直段窺書

（中略）

一、米一万二千三百二十一石余

此訛

米五千四百石

銀山買受米

内

三千八百三十六石七斗

人數千四十壱人

（後略）

是ハ銀山之山師下財吹屋鍛冶屋昼夜荒稼仕候モノ共故、一日一夜一人ニ付米七合五勺宛之積、右買受米仕者ハ古来より山師頭取之モノ江質物取之、慥成請人為立買受米ニ為仕

右の史料三は享保七年の「御払米」の内訛である。このうち、銀山の買請米は、「山師下財吹屋鍛冶屋」の一〇四一人とその妻子等一〇八六人に配分されることになつていて、山師頭取六三人がまとめて

候

千五百六十三石三斗

人數千八十六人

是ハ御運上藏江罷出御用為相勤候者共并山師下財之妻子共、一日一人ニ付米四合ツヽ之積、山師頭取之モノ右同断之買受米仕候、右二口石代銀之儀ハ古來迄銀山稼モ不相成候得共、可成程ハ例年之格ヲ離隨分相勤取立上納仕候積ニ御座候

米三千五百石

内

二千八百八石

浦方稼之百姓石代銀

鉄山

是ハ御物成之儀江戸廻シ申付候而ハ夫食無御座候ニ付、前々迄銀納ニ申付候、御直段相窺次第取立申候

六百九十二石

同断買受米

是ハ鉄山浦方稼仕候百姓買米渡、石州ハ米払底ニ付他国米之買入候得共、鉄山浦方稼之者共并百姓夫食不足仕候ニ付相続難成故、前々迄書面之通御物成米之内壳渡申候、右之通不被仰付候而ハ百姓退転仕義ニ御座候、尤米代銀之儀ハ御直段相窺次第取立申候

米三千四百二十一石余

奥山中并在々不足米銀納

買い受けたかたちであつた。一〇四一人分の石高の計算方法には、「一日一夜」を単位としているために不明な点があるが、一〇八一人分の石高については、一人一日四合でほぼ三六〇日分に当たるので、全体の配分量は銀山町内の人口に基づいていたことが分かる。

また、史料三からは、山師頭取が買請米を配分する際、質物を取り請人を立てさせるなどした上で、下財方に米を渡したことも分かる（二六）。この買請米の貸し付けにより、同じ史料の別の箇所に「下財堀子夫々江相渡置、他出不仕様為相労候」とあるように、山師たちは下財らを銀山の外に出向かせることなく働かせることができたようである。つまり、賃金等の前貸し分として買請米を渡すことで労働力を確保し、銀山の経営を継続させていたことになる。

一方、銀山の外では、浦方の百姓や鉄山經營者が買請米の購入者となっていたことが分かる。享保七年の時点では、銀山に対する払米よりも比重が小さいが、慶応二年（一八六六）に長州軍が銀山料に進駐してきた際に提出された口上書には、銀山師及び銀山御用奉公の者らに「四千石三百石位」を払い下げていたのに對し、「鉄山浦方諸運上相納候者」で願い出た者らに「五千六百石位」を払い下げているとの記載があり（二七）、比重が逆転していったことが分かる（二八）。そして、銀山師以外の買請人らも、米を小前層に貸し付けるなどしていたのであつた。

【史料四】「大森町組頭用留」（石見銀山資料館蔵）

天保九戌戌念

正月評決

一、去西買受米貯拾石惣役人引受之分、田儀屋清六方江受取、四

銀山方御役所

右九斗貳升宮前組小前へ貸附、四石九斗六升新町組へ貸附、残米拾石壹斗貳升之内拾石熊谷三左衛門引受、石代銀者清六方江取集一同上納之積、尤新町小前取立之儀_{田儀屋}當半方せわ難届ニ付、上泉屋へ取集、同方田儀屋へ引渡候積、宮前ハ田儀屋方取立也を分割して町内の小前に貸し付け、代銀は後日に田儀屋がまとめて上納する手筈であった。

さて、右に述べたのは全体の配分状況であるが、個々の銀山師が請米を購入する場合は、次のような証文を銀山方役所に提出する必要があつた。

【史料五】熊谷家文書（京都大学法学研究科・法学部図書室蔵）

差上申証文之事

一、御米五石也

右者當西御年貢米之内、書物之通御願申上買受御割賦被仰付御米「四千石三百石位」を払い下げていたのに對し、「鉄山浦方諸運上相納候者」で願い出た者らに「五千六百石位」を払い下げているとの記載があり（二七）、比重が逆転していったことが分かる（二八）。そして、銀山師以外の買請人らも、米を小前層に貸し付けるなどしていたのであつた。

買受人銀山師

文化十年西閏十一月

受相人銀山師

影山猶兵衛印

前書買受米請相人影山猶兵衛身元吟味を詰、質物兼而受込置候
得者、右石代銀上納之節、万一本人相滯候ハヽ、何時ニ而も御
差団之日限少茂無遅滞急度弁上納可仕候、為後日奥書印形奉差

上候、以上

酉閏十一月

身元受相人

大森町橋本屋元藏^{ト印}

割賦された米五石の代銀納入は延べ払いであったので、期限内の上

納を誓約するにあたり受相人を設定し、買請人本人とともに判を押す
必要があつたことが分かる。注意すべきは、「御米奉受取候」とある

ものの、証文を作成した一月時点ではまだ米を受け取っていない可
能性が高いことである。

また、史料五からは分からぬが、買請米の割賦を受けた際には、
米を納入する村が決定され、各村ごとの納入石高を記した買請米切手
が買請人へ下付された。この点について次節で見ることにしたい。

第二節 買請米の納付

次に掲げるのは、銀山料内の村明細帳の記述である。

【史料六】

(福光本領村) 「御年貢米銀納之儀、田方者米納ニ而毎年買請米
・置米ニ仕来、其余江戸・大坂御回米ニ而上納、畑方者取米壹石
ニ付判銀八匁宛上納仕来申候」 (二九)
(井田村) 「御年貢米凡三歩通位御廻米・置米と被仰付、其余ハ
買請米御割賦ニ被仰付候」 (一〇)

(大田南村) 「御年貢米納之儀者、江戸・大坂御廻米・置米・買
請米等御上納仕候内、五歩五厘通御廻米、三歩七厘通買請米、八
厘置米ニ御座候」 (一一)

大田南村では四割弱、井田村では七割と、年貢米に占める買請米の
比率は村によりかなり異なつていてることが分かる。なお、右の記述に
ある置米とは銀山附役人の扶持に充てられる年貢米を指す (二二)。

そして、買請米の納付を割り当てられた村（以下、割賦村とする）
では、村内の個々の百姓に對して、さらに細かく割り当てがなされた。

【史料七】坂根家文書 二四六 (島根大学附属図書館蔵)

(表紙)

「文化三年

寅御年貢買請米附送り覚帳

十一月九日 遠摩郡忍原村庄屋折右衛門

寅買請米付送候

一、米四石也 銀山三郎兵衛

此分折右衛門渡し

一、同式拾石也 同人

内

壹石六斗 米主和兵衛

八斗 重蔵

八斗 嘉重郎

八斗 明元寺

八斗 重治郎

八斗 折平

八斗 繁右衛門
八斗 要右衛門

(ほか一四名)

べ式拾石也

(以下略)

右は、買請人である銀山の三郎兵衛に米を送る忍原村百姓の内訳である。四石は庄屋の折右衛門から送り、二〇石については二三名で分納したことが分かる。略した部分以下にも、別の買請人ごとに同様の記載がある。これにより、一つの村から複数の買請人に対し送付されたこととともに、一人の買請人に対する納付人も多数に渡っていたことが判明する。但し、実際の納付にあたっては、個々の買請人に対し村の郷藏からまとめて送っていた(三)。そして、村から買請米が送られると、買請人の側からは、次に掲げるような受取書が交付された。

【史料八】熊谷家文書二八・二四三(前掲京都大学蔵)

覚

一、米六拾式石

右者大森町田儀屋三左衛門殿買請御米其御村方へ御割賦之辻慥ニ
受取申候、以上

天保貳年卯四月廿八日

原村御役人衆中

大林鉢所 勝左衛門(印)

一、御米拾石
内、四石貳斗 米主 周左衛門
三石四斗 同 彦左衛門
武石四斗 同 広兵衛

右の事例に即しては不明であるが、村々から買請人に米を送付する場合、幾回に分けることが多かったようである。後述するように、分納の度ごとに出された受取書は「小受取」と呼ばれ、納入完了時には村に返却されることになっていた。それから、史料八から分かるのは、

米を実際に受け取るのが買請人本人ではない場合があるということである。したがって、次の史料から分かるように、買請米を実際に受け取った人物は、買請人に対しそのことを報告する必要があった。

【史料九】熊谷家文書二八・二五一(前掲京都大学蔵)

覚

一、米九石也

右者貴殿買受御米久喜村より請取候間、同村御役人へ此書御引替御切手御渡し可被下候、以上

天保貳年卯四月

大森町熊谷三左衛門殿

史料八・九の場合、買請人である大森町の熊谷三左衛門は、おそらく自らが出資している大林鉢に米を送るよう久喜村に指示していたのである。次の史料は、送付の指示が明記されている事例である。

【史料一〇】林家文書(整理中)一・八一四(島根大学附属図書館蔵)

(二)

覚

一、御米拾石

内、四石貳斗

米主 周左衛門

三石四斗 同 彦左衛門

武石四斗 同 広兵衛

右ハ宅野村章右衛門殿渡買受米、貴家方へ相渡吳候様頼ニ付、今
日附送申候間、御切手御引替可被下候様奉願上候、以上

午貳月

大浦湊土肥屋広右衛門殿

鳥越村庄屋 広左衛門

亥十一月

菊池 権作（印）

(二)

覚

一、米四石 米主 周左衛門

右ハ貴家渡買受米、高式拾石之内書面之通附送申候間、御受取可
被下候、其余米之儀ハ去節季中相渡則受取書為持申候間、御切手
御引替被成度奉頼上候、以上

午式月

大浦湊土肥屋広右衛門殿

このように、大浦の土肥屋は、鳥越村から自らの買い受け分とともに
に、宅野村章右衛門の買請米も受け取っていたが、それは章右衛門の
指示による措置であつたことが分かる。また、先ほど指摘したように、

複数の納付人からの米が一括されて送られたこと、幾回かにわたり分
納されたこと、完納にあたっては受取書が買請人に返却されたことも
確認できる。そして、受取書と交換するかたちで、割賦村は買請人か
ら「御切手」を受け取ることになっていた。

この買請米の切手がどのような文書かは確定できていないが、今の
ところ、次の様式の文書ではないかと考えている。

【史料一二】熊谷家文書五・二八（大田市立図書館寄託）の内

覚

一、米拾五石 上野弥五郎 渡

原田秋三郎

右買受米其村当亥御年貢米ニ而可相渡候、以上

これは、大森代官所の役人が村役人に対し、買請米をどの買請人に
渡すべきかを知らせた文書であるが、同じ様式の文書が大森代官所の
文書を引き継いだと考えられる熊谷家文書の中に多く残されている
(二十四)。したがつて、この「覚」は、買請米の納入が終わるまでは買請
人の手元にあり、納米が完了した時点で小受取書と交換されて村に渡
り、割賦村から大森代官所に皆済の証拠として提出された切手である
と思われる。そして、この切手が右のような過程を経て代官所に戻る
こと自体は、次に見る事例により確実である。

【史料一二】熊谷家文書五・二八（大田市立図書館寄託）

乍恐以書附奉願上候

八色石村布施村比敷村村之郷役人共、乍恐奉申上候、私共村之御
年貢米之内年々買受御割賦被仰付候處、買受米之儀者御廻米と違、
道法纏式三里又者四五里之内御割賦被仰付候儀ニ付、先前より米
俵壹重菰ニ任付送り候上ニ而欠米等御座候節者何程ニ而茂相渡候
義ニ付、何方へ御割賦被仰付候とも是迄差支無御座候處、私共村
々ニおゐて、去未年買受米御割賦被仰付候其村々去冬より當春迄
追々附送り仕候處、上野村鉢師幸左衛門而已ニ限り買受御米者御
年貢米之儀ニ付、五人組前書ニも有之候通、米俵壹重菰ニ無之而
ハ難受取申之候ニ付、是迄仕来之訛柄を以色々相断候得共一円承
知不仕、剩買受御米相渡申候内ヲ以米俵壹俵ニ付菰代と唱、米式
合宛理不尽ニ引取小受取差出、又者小受取へ米俵不足之訛書入相
渡、或者米運送仕候人足共ヲ叱威、米俵壹俵ニ付錢式拾五文宛現

錢借用之姿ニ取扱書類為致候儀も有之、然ル處前書奉申上候御割賦村々者幸左衛門隣村又者近村鉄山師中場等ニ御座候處、是迄仕来一重菰ニ仕差出候得共其併受取、右様難渋申掛け候もの老人も無御座、右幸左衛門ニ限り一重菰ニ而者難受取申之ニ付、是迄小受取引替之儀も出来不申候處、既ニ今般御目録御引替被仰出候ニ付而者情々小受取引替之義及掛合候處、一円頓着不仕、幸左衛門ニ限り一己之利欲ニ迷ひ右様難渋申掛け、御切手引替相渡不申段、何共当惑至極仕候間、何卒格別之以 御勘弁幸左衛門被召出、彼是難渋不申掛け速ニ御切手引替相渡候様以御威光之御理解被仰聞被下置候ハヽ、広太之御仁恵之難有仕合奉存候、此段乍恐以書附偏二奉願上候、已上

申七月

大森御役所

右は、八色石村ほか三ヶ村が買請米を納付したにもかかわらず、割賦村に買請米切手を渡すことを拒んだ上野村の鉢師幸左衛門を、村側が訴えたものである。この訴状によれば、通例と異なり、幸左衛門は買請米もほかの年貢米と同様に俵を二重菰にするよう要求したが、村側がこの求めに従わなかつたために、小受取書と交換すべき切手を村に渡さなかつたようである。このため、割賦村は年貢の皆済目録を受けることができず、出訴に及んだのであつた（五）。

ところで、史料一二からは、切手の領主への提出の事実とともに、

次の二点が判明する。一つは、一人の買請人に對し複数の村々（幸左衛門へは四ヶ村）から買請米の送付があつたことであるが、もう一つは、割賦村と受取先との距離が三里から五里的範囲に収まることが普通であったという点である。後者の点について言えば、俵を一重菰で済ませていたのは輸送距離の短さのためであつたようである。この点を確かめるために、一つの村から送られた買請米の受取人全てが分かる事例に基づき、作成したのが次に掲げる表である。この表

【表】荻村買請米納付先一覧

年	月	納付先		石高
		居所	名前	
亥	11	(銀山)	上野弥五郎、原田秋三郎	15
亥	11		小割市之助、三宅丈一郎	16
亥	12	天河内村	瀬平	5
亥	11		頭百姓茂三郎	5
亥	11	荻村	(荻村)	10
亥	11	湯里村之内湯湊浦	利兵衛	5
亥	12	湯里村	市右衛門	2
亥	12		茂右衛門	2
亥	11	西田村	庄屋目代兼茂右衛門	7
亥	11		(馬路村)	10
亥	11		庄屋左五郎	5
亥	11		頭百姓東作	10
亥	11		文蔵	5
亥	11	馬路村	物兵衛	5
亥	11		甚三郎	3
亥	11		久左衛門	6
亥	11		茂七	3
亥	11		嘉右衛門	3
亥	11		祐七郎	7
亥	11		貞四郎	4
亥	11	神子路浦	源助	4
亥	11		儀右衛門	4
亥	11		連助	4
亥	11		市郎兵衛	4
亥	11		八左衛門	5
亥	不明	温泉津村	市蔵(切手紛失分)	5
			計	154

*熊谷家文書5-87(大田市立中央図書館寄託)より作成

に載る買請人のうち、上野ら四人は銀山居住者であるが、銀山を含め他の買請人の居所も、邇摩郡荻村から五里以内の範囲にある村ばかりである。したがつて、史料一二の「道法纔武三里又者四五里之内御割賦」という記述が当てはまると言える。

しかし、割賦村と受け取り先との距離が五里以内であつたとしても、実際には買請米の運搬が困難な場合もあつたようである。

【史料一三】大田市朝山公民館蔵「御用留」

郡中村々御年貢買請米附送り方里數相隔又者山坂難道ニ而駄賃多分相掛候ニ付、都合宜敷村方江廻し買替米等いたし候節、御役銀相納候而者難渋いたし候間免除之儀申立、右者買請米と者乍申御年貢米之儀故、以來買請米道不順ニ而も糺之上紛敷義無之候ハヽ、御役銀免除之積御取計可有之候、右可申達如此候、已上

卯四月十八日

河島三郎右衛門
田中八郎太

野沢茂富

仁万船表・大浦船表・鳥井船表・波根船表・島津口
右口々御番中

右は銀山附役人から銀山料内の番所に宛てた天保一四年の通達である。その内容は、割賦村が自村の米を別の村の米に買い換えて、受け

取り先に送る場合、従来は船表番所や口留番所を通過する際に賦課されていて役銀を免除するものであった。これにより、実際には割賦村ではない村から買請米が送付されることがあつたことが分かる。事実、長良村から温泉津湊に送る廻米を後地村が出す代わりに、後地村から渡津村宗左衛門への買請米を長良村が負担し、実際にはおそらく宗左

衛門の指示で中太田村喜右衛門に渡しているというような例も確認できる(二六)。この場合、実際の受取人も買請人でなく、米を送るのも割賦村ではない。

このように、実際には割賦村から米が買請人に送られない事例は、運送上の都合以外の場合にも存在する。次に示す二つの史料は、割賦村の事情に因るものである。

【史料一四】熊谷家文書二〇・四一八（大田市立図書館寄託）

相渡申一札之事

一、米三石六斗也

右者去丑御年貢買請米之内、拾石貴家江御割賦御座候ニ付、度々相渡候處、書面之通未不足仕罷在候分七月廿日迄ニ無間違相渡候積り御断申、此度御切手者御渡被下添存候、然ル上ハ右米三石六斗來七月廿日切、無間違相渡可申候、外ニ米四斗之受取不足ニ御座候分、右米一所ニ相渡可申候、為後日如此ニ御座候、以上

寅六月

本人稻用村庄屋 作右衛門（印）
田儀屋民右衛門殿

【史料一五】熊谷家文書二〇・六一〇（大田市立図書館寄託）

相渡し申証文之事

一、御米拾石也

代銀五百武拾目八分定

右者去子御年貢買請米拾石、貴殿江御割賦被仰付、正米可相渡所、長良村から温泉津湊に送る廻米を後地村が出す代わりに、後地村から渡津村宗左衛門への買請米を長良村が負担し、実際にはおそらく宗左

急度相渡可申候、尤御米拾石御切手之儀者、右代銀御調之砌可請取候筈之所ニ皆済目録引替差支ニも可相成、此度御渡被下候様ニ相願候得ハ、御渡被下慥ニ請取添存候、大切成ル御年貢銀御座候得ハ、右日限聊滯儀無御座候、依之村役人連印ヲ以借用証文相渡申所如件

安永拾年丑四月十七日

借り人 大家本郷庄屋森右衛門 (印)

同 同 頭百姓権兵衛 (印)

百姓代儀惣治 (印)

証人 大森 京屋和兵衛 (印)

大森田儀屋民右衛門殿

史料一四是、大森町の田儀屋民右衛門へ稻用村が一〇石渡すべきところ、六月段階で三石六斗分が未納であつたために、七月二〇日までに完納することを約し、完納前にもかかわらず、切手を受け取つていたことを示すものである。つまり、米の滞納により、買請人と割賦村との間で貸借関係があつたことが分かる。一方、史料一五は、田儀屋民右衛門に送るべき安永九年（一七八〇）分の買請米一〇石を、割賦村である大家本郷村が田儀屋から購入し、代銀を翌年の一月一〇日までに支払うことを約した証文である。尤も、別文書により期限内に支払うことができなかつたことが判明する。

この二つの史料から、買請人である田儀屋は、後述するように、八月までに銀山方役所に買請米代銀を納めることになつていていたので、米も銀も受け取つてない段階で、切手を割賦村に渡していくことになる。そして、割賦村が米を納めず代銀納する場合があつたこと、買請人と割賦村との間で金銭の貸借関係の生ずる場合があつたことが分かる。

以上の検討により、買請米の納入は、買請人による申請→割賦村の指定→納付百姓の決定→買請米の送付（分納）→小受取書の発行→小受取書と切手の交換（割賦村への切手の交付）→切手の代官所への提出という手続きを経ていたことが明らかになつた。これらの手続きを経ていれば、代官所は年貢米の納入が完了したと見なしたのである。しかし実際には、検討してきたように、右の手続きを経たかたちにつつ、買請人や割賦村の事情に応じ、制度の建て前とは異なる運用がなされていたのであつた。

第三章 石見銀山の経営と買請米

第一節 買請米代銀の上納

買請人が提出した証文（史料五）に、「御触之日限無間違急度御上納可仕候」とあるように、買請人は銀山方役所の触書に記載された日限までに代銀を納入しなければならなかつた。例えば、天明五年（一七八五）の買請米については、天明六年になり、「去巳年買受米石代銀之内、来ル三月六日取立廻状向々江差出候」とある三月六日の外、四月六日、六月六日が上納期限として指示されている（二七）。

この指示を受けて代銀を上納すると、次のような受取書を買請人は銀山方役所から渡された。

【史料一六】林家文書（整理中）一・五七五（島根大学附属図書館蔵）

覺

一、銀弐百三拾八匁六分九厘 大浦要助

一、銀壱貫百四拾目 同所広右衛門

右者買請米石代銀之内書面之通請取もの也

亥口〔判読難〕月二一日

銀山方御役所（印）

右は儀竹村大浦の買請人要助と広右衛門が納めた代銀の受取書である。これに「買請米石代銀之内」とあること、先ほどの触書では三次にわたり期限が設定されていることから、代銀は数回に分けて納められる決まりであったことが分かる（二八）。また、寛政六年（一七九四）

の代官交替時の菅谷弥五郎から大岡源右衛門への申し送り書によると、「三月四月五月六月八月」の五度取り立てたとされる（二九）。いざれにせよ、全ての買請米代銀が上納されると、銀山方役所で灰吹銀引き替え用の置銀を差し引いて、地方役所に回されることになっていた。そして、地方へ移管される分については、次の史料から分かるように、大森代官所の御用掛屋（熊谷家＝田儀屋）が秤量していた。

【史料一七】熊谷家文書五・七六・五五（大田市立図書館寄託）

覚

一、米五千三百九拾八石五斗 銀山方寅年買請米

此代銀式百七拾五貫百式拾九匁壹分五厘

内 百五拾貫目 置銀

但、壹石二付五拾目九分四厘四毛

残百式拾五貫百式拾九匁壹分五厘

一、銀壹貫八百七拾六匁九分四厘

一、同八百三拾八匁式分四厘

一、同百壹匁六分

小玉打銀

合銀百式拾七貫九百四拾五匁九分三厘

このように、寅年（年次未詳）の銀山方買請米五三九八石五斗の代

銀は二七五貫一二九匁一分五厘であつたが、置銀一五〇貫目を差し引いた一二五貫一二九匁一分五厘を秤量した際の経費が、判賃・納入用・小玉打銀の額として示されている。こうして、置銀を除いた買請米代銀は他の年貢銀とともに、基本的には大坂の御金蔵に運送されたはずである。

第二節 石見銀山の經營資金と置銀

第一章で見たように、享保四年には灰吹銀と引き替える丁銀として一二〇貫目が用意されたようであるが（史料二）、史料一七に記されているように、近世後期には一五〇貫目が置銀として設定されていた（三〇）。しかし、灰吹銀の産出高が減少し、また幕府財政の逼迫が深刻化するようになると、幕府勘定所はこの置銀の削減を考慮し始めるようになる。次の史料は、この指示に対する大森代官の回答である。

【史料一八】『石州銀山治府要集』（山口県立文書館蔵）

石州銀山灰吹銀置銀減少被仰付候ニ付申上候書付

石州銀山灰吹銀置銀として同州御年貢銀之内、百五拾貫目宛灰吹銀出方ニ不抱、先前迄年々置銀ニ被成下、引替残銀有之節者其年々十一月十二月之内、灰吹銀一同大坂御金蔵江上納相成申候、當時諸運上丁銀年々凡百貫目程有之、右置銀与都合式百五拾貫目程ニ而灰吹銀、凡百拾貫目余之引替ニ相当り申候ニ付、灰吹銀百式拾貫目位出来仕候得者、右引当銀ニ而者不足ニ相成、既ニ文化十一年前年迄者灰吹銀七八拾貫目迄百貫目位迄之出方ニ御座候処、右戌年ニ至り俄ニ山色立直り灰吹銀式百三拾貫目余之出方ニ相成、定式置銀百五拾貫目之外別段百五拾貫目増置銀被仰付候得共、

尚引替銀七貫目余引足不申、山稼銀之内カ繰替相渡置、大坂御金
藏江御渡相成候義茂御座候、然ル處此度置銀百五拾貫目之内五拾
貫目減少被仰付候ニ付而者、俄ニ立直り灰吹出方相増候時節ニ至
り、山稼銀之内カ繰替相渡置可申茂、當時御貸附銀不納之向多く
繰替相渡置可申目當茂無御座、尤灰吹銀出来次第、其時々引替銀
相渡不申候而者、一体極難之山師共当日之當も差支迷惑仕候義眼
前之儀ニ御座候、且御物成銀山買請米石代銀之内茂置銀百五拾貫
目并其余も年々八月中迄ニ割合皆取立仕、尤地方江皆済之儀者五
月十日迄ニ山稼銀之内カ繰替相渡申候、元來困窮之山師共、買請
米石代銀茂度々少々宛取立不申候而者難渋仕候間、稼方差支候ニ
付、先前仕來ニ而右之通取計來候処、置銀減少被仰付候上者、成
丈ケ一時ニ余分取立不申候而者不相成様罷成、纔之儀ニ者御座候
得共、下方ニ而者大ニ難儀仕候儀ニ御座候、其上地方御年貢上納
期月六月ニ而五月皆済相成候儀ニ付、年半カ俄ニ山色立直り灰吹
出方相増候而置銀不足之節、増置銀御伺之義も難出来、前段申上
候通之次第二而大坂御金藏カ受取相渡遣候様ニ而者日間等彼是相
考候処、御伺之上江戸表カ大坂表江御達ニ相成、其上出役之もの
罷出受取候儀ニ付、余程日数も相掛り可申、繰替渡置可申銀子目
当茂無御座、俄ニ差支候儀も可有御座哉ニ奉存候間、可相成義ニ
御座候ハ、從來之通御年貢銀之内百五拾貫目宛年々定式灰吹銀
引当、置銀ニ被成下候様仕度此段奉申上候、以上

申十二月

右者天保七申年十二月四日差出

勘定所は、天保七年（一八三六）、從來は一五〇貫目であつた置銀

を五〇貫目削減し一〇〇貫目にすることを指示したが、大森代官はこの回答書により銀山の經營上の事情を説明し、從来通り一五〇貫目の置銀を維持することを主張した。その理由は以下の通りである。

○貫目程度と、年貢銀の内から留保した置銀一五〇貫目とを合わせた二五〇貫目程であった。これは灰吹銀一一〇貫目程度に相当したが、一年の灰吹銀産出高がこの額を超えた場合には、ほんらい間歩（坑道）の修復費用に充てる山稼銀を転用して凌いでいた。この山稼銀は、銀山貸附銀（三二）と言い、一八世紀以来、灰吹銀の一部を留保するなど、種々の名目でプールした資金を、銀山料の村々や西日本の大名領などに広く貸し付けて得た利銀が原資であつた。しかし、銀山貸附銀の返済の滞納が増加したことを受けて、山稼銀の引き替え丁銀への転用が難しくなつてゐることが一つ目の理由である。

もう一つの理由は、置銀一五〇貫目を含む銀山買請米の代銀は、毎年八月までに納めることになつてゐるが、地方役所への移管分（史料一七参照）は五月一〇日までに完納することになつていて（三三）ことと関わるものである。つまり、買請米代銀完納前に置銀以外の銀高を移管する必要があつたために、これもまた山稼銀を転用していたのであるが、置銀を五〇貫目削減することになると、その分だけ地方役所への移管額が増えることになる。そうすると、山稼銀の転用が難しい中、五月一〇日の皆済期限までに徵収する買請米代銀を増やす必要が生ずるが、少しづつ分納せざるを得ない困窮の山師以下の者にとつては、大いに困つた事態になると言うのである。しかも、地方役所に五月に年貢銀を移管してしまつた後では、置銀の増加申請は難しいので、

年の半ば以降に灰吹銀の産出高の増加があった場合には、丁銀と交換することが難しくなると言う。

さて、以上の主張から、一九世紀段階における石見銀山の経営資金は、銀山方運上銀、買請米代銀、銀山貸付銀の利銀であつたことが分かる。これらの本来の用途は、銀山方運上銀と買請米代銀とが灰吹銀引替丁銀、貸付銀利銀が間歩の維持・修復費用であつたが、費用が不足した場合には、これらの資金は相互に転用されて銀山は経営されていたのであつた（三三）。このうち、銀山方運上銀と買請米代銀は、銀山料村々の支配を通じて得られる収入であることを考慮に入れるならば、銀山の経営と銀山料支配の仕組みの変遷は、やはり一体的に理解されなければならないことは明らかであろう。

隣の買請人に村から直接年貢米が運送される点で事情を同じくするが、代銀納入と米の受け渡しはほぼ同時で、代銀は延べ払いではない（三五）。さらに、松江藩領における鉄山師に対する年貢米の払い下げの場合、代銀は分割払いであるが、先納銀と言われるよう、代銀納入後に米が払い下げられるかたちである（三七）。

このように、制度の目的や領地の事情により、類似の制度であつても、運用の仕方は異なる点が多い。こうした比較検討は、なお必要であろう。

（付記）

本稿は『社会文化論集』第五号（一〇〇九年）からの転載である。

むすびにかけて

本稿はあくまで銀山料における買請米に関する基礎的考察に過ぎず、したがつて積み残した課題は多い。買請米制度の歴史的変化の詳細、買請人及び割賦村の決定の仕組み、買請人にとって買請米の利点（三四）など、買請米制度自体に関する課題だけでなく、銀山及び銀山料における銀及び銅錢の流通構造と買請米制度とがどのように関わっているかという、銀山経営に関わる問題も存在する。

また、他領の類似の制度との比較検討も今後の課題である。別子銅山の買請米は、経営主である住友家に対する優遇策であり、代銀の延べ払いが認められていたという点は銀山料と共通するが、安価での払い下げである点で異なり、また領外からの廻米で調達されているという点で状況も違う（三五）。一方、畿内の年貢米の在払制度は、比較的近

構造の推移一天明期波積組一件を指標として」（『日本海地域史研究』第九輯、一九八九年）を参照。

(二) 史料上は、「買受米」、「買請米」と二通りあるが、本稿の論述における表記は買請米に統一する。

(二) 山本太郎「倉敷代官所管下幕領の伊予銅山買請米割賦と倉敷掛屋」（『倉敷の歴史』三、一九九三年）、安国良一「買請米との利益—別子銅山買請米制の研究」（『住友史料館報』二六、一九九六年）、安国良一「買請米の割賦と廻送(一)(二)」（『住友史料館報』二七、一九九七年、『同』二八、一九九八年）などを参照。

(三) 銀山料における掛屋については、藤原雄高「石見銀山領における掛屋についての一考察」（相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂出版、二〇〇八年）を参照。

(四) 前掲（注二）安国論文（一九九七年）を参照。

(五) 石川準吉『生野銀山と生野代官』（行政史料刊行会、一九五九年）の第九章「幕府の保護政策」を参照。

(六) 『岐阜県史』通史編近世上、第三章第三節六（岐阜県、一九八一年）の山方米の記述を参照。

(七) 「石見銀山領における年貢諸役の推移と農村構造—安濃郡刺賀村、邇摩郡忍原村を中心として」（内藤正中編『近代島根の展開構造』名著出版、一九七七年、初出一九六四）、「石見銀山と周辺農村」（地方史研究評議会編『山陰—地域の歴史的性格』雄山閣出版、一九七九年）、「石見銀山付御料の年貢体制と農村

(八) 「天保七申ヨリ弘化二已迄岩田鍬三郎殿御支配中諸伺並書上類写」（野沢家文書二・一・二、旧島根県史編纂資料近世筆写編一三三、島根県立図書館蔵）を参照。以下、本章における記述の典拠は特に断らない限り、これに拠る。

(九) 銀山料を治める大森代官所の支配機構は、地方役所と銀山方役所に分かれていた。銀山方には地役人（銀山附役人）が附属し、領内の鉱山とともに、口留番所や船表番所、漁業、職人などにかかる役銀の徵収などを管轄した。

(一〇) 「享保未申酉覚書」（野沢家文書三・二・二、旧島根県史編纂資料近世筆写編一三三、島根県立図書館蔵）には、「冬中ち正月迄之内貸渡申候」とあるので、引き渡し期間にはもう少し幅があつた。

(一一) もちろん、代銀を米を渡した下財らから回収すれば、丁銀も得られる可能性があるが、下財による返済も延べ払いなので、当座必要な現銀とはならない。

(一二) もともと銀山料では、畑方の銀納などに際し、灰吹銀を精製し代官の極印を打った判銀が使用されていた。しかし、灰吹銀の産出高が減少したため、『銀山古事覚書』（編者不明、成立は元禄末年頃か、山中家文書、島根県大田市に寄託）の「丁銀判貨之事」によれば、代官が柘植伝兵衛の時（延宝三年（天和二年）に、畑方銀納に際し判銀だけでなく丁銀が選べるようになった。また、『石州銀山治府要集』（藤井篤敬編、文久元年成立、山口県立文

書館蔵）の「判銀名目之事」には、元禄一一年（一六九八）頃には「郡中」（銀山料村々）すでに判銀の流通が止んでいることが記されている。

（一三）灰吹銀の丁銀との引き替え自体は、すでに延宝元年（一六七三）から始まっている（山根俊久『石見銀山に関する研究』石東文化研究会、一九三二年）。また、前掲注（一二）『石州銀山治府要集』には、延宝六年に銀座が代官柘植伝兵衛に宛てた灰吹銀の受取書が掲載されており、灰吹銀納入後に丁銀が渡されたことが分かる。しかし、享保一二年から一四年にかけての覚書である前掲注（一〇）「享保未申酉覚書」には、「往古ハ国中判銀通用仕候得共、近來ハ判銀抜目為吟味鍵吹仕候節段々番人付置吹立候へ早速丁銀ニ引替判銀ハ堅通用不仕候」と、判銀流通停止を目的として、灰吹銀と丁銀との引き替えが実施されていることが述べられている。なお、仲野義文「江戸幕府の貨幣政策と鉱山経営の動向について～灰吹銀引替制を問題として～」（『島根史学会会報』三八、二〇〇一年）を参照。

（一四）両城下の平均価格に基づき公定するようになったのを、前掲注（一二）『銀山古事覚書』は代官が後藤覚右衛門の時（元禄五年～一一年）であるとしている。

（一五）「明和二酉年迄文化十二亥年迄五拾壹ヶ年石代直段地相場差引帳」（島根大学附属図書館蔵、熊谷家文書・六四九）に、松江と浜田の平均米価と、石見の米相場が記載されているが、明和二年から文化一二年までの五一年間のうち、石見の地相場の方が高

かつた年は四年あるに過ぎない。

（一六）同史料の別の箇所にも、「古来迄山師頭取六十三人有之候、此モノ共下財等召抱置候、右米之儀ハ頭取之モノ迄質物取之、慥成請人為立、十二月不残借渡」などとある。

（一七）諸運上の納入者に払い下げたことについては、前掲注（一〇）「享保未申酉覚書」に記載があり、享保年間以前からの仕来りであった。

（一八）「長州様江差上候口上書写」（上野利治家文書二・九・一）。前掲注（一二）『石州銀山治府要集』にも、一九世紀になると、銀山に対する買請米は減じられ、飯米を相対で購入するようになつていてることが記載されている（「石州銀山夫食非常備之義申上候書付」弘化二年四月）。

（一九）「文政十三年七月 福光本領村差出明細書上帳」（『温泉津町誌』別巻資料編、一九九六年）。

（二〇）「文久元年十月 井田村村柄明細書上帳」（『温泉津町誌』別巻資料編）。

（二一）「文久元年十一月 大田南村村柄明細書上帳」（小林俊二編注（二二）『銀山古事覚書』は代官が後藤覚右衛門の時（元禄五年～一一年）であるとしている。

（二三）前掲（注七）「江面龍雄「石見銀山付御料の年貢体制と農村構造の推移一天明期波積組一件を指標として」を参照。

（二四）前掲注（一〇）「享保未申酉覚書」を参照。

（二五）後掲の表は、熊谷家文書五・八七の史料群により作成したが、この史料群中には荻村から温泉津に渡す買請米の「切手」の紛失

届がある。史料群中に他村への送付分については史料一一タイプの文書を確認できるが、温泉津村分については存在しないことも、傍証となろう。

(二五) 訴訟自体は村側の主張が認められて終わっている。

(二六) 「寛政五丑年ヨリ天保十四卯年迄万留書抜」(野沢家文書○・三・一、前掲注(八)旧島根県史編纂資料近世筆写編一三三)。

(二七) 「天明六年銀山方御役所御用留」(中村家文書銀一・九)。但し、六月までの記事しかない。

(二八) 前掲注(一〇)「享保未申酉覚書」には、役人・手代が買請米の貸し渡しに際し利金を取つてゐる疑いについて、そのようなことはないとの返答書が記載されている。延べ払いは原則無利足であったと考えられる。

(二九) 『石州大森銀山諸書物写』(浅田正年、生野書院蔵)。

(三〇) 寛政六年の菅谷弥五郎から大岡源右衛門への申し送り書(前掲『石州大森銀山諸書物写』)、及び慶応二年の前掲注(一八)「長州様江差上候口上書写」に、買請米代銀のうち一五〇貫目が置銀として設定されてゐる旨が記載されている。

(三一) 銀山貸附銀については、藤原雄高「石見国大森代官所の貸付政策」(『島根史学会会報』四三・四四合併号、二〇〇六年)を参照。

(三二) 前掲注(三〇)の菅谷弥五郎から大岡源右衛門への申し送り書にも、「地方役所江御引渡分ハ五月皆済前追々取立引渡申候」とあり、寛政年間も同様の仕組みであったことが分かる(『石州大森銀山諸書物写』)。なお、この点については、前掲注(三)藤原論文を参照。

(三三) 前掲注(一二)『石州銀山治府要集』には、灰吹銀の産出高が少ない場合、置銀を山稼銀に転用していいたことを示す史料も収められている。

(三四) 地相場よりやや高価とはいえ、運送費負担も少なく、延べ払いで購入できた点など、有利であったことは間違いない。

(三五) 前掲注(二)安国論文を参照。

(三六) 本城正徳「在払制の展開」(同『幕藩制社会の展開と米穀市場』大阪大学出版会、一九九四年)第三章、美馬佑造「在払制度論」(同『近世畿内在払制度の研究』松籟社、二〇〇六年)など。(三七) 土井作治「松江藩の鉄山政策と製鉄技術」(たたら研究会編『日本製鉄史論集』示人社、一九八三年)を参照。